

専門医資格更新要領

公益社団法人日本障害者歯科学会では専門医の資格は 5 年ごとに更新するよう定められております。

専門医各位におかれましては、認定医（お持ちの場合は認定医指導医）資格の更新は専門医資格更新時に合わせて行なっていただくこととなっております。つきましては各位がお持ちの認定医指導医・認定医資格証記載の有効期間は、専門医におなりいただきました時点で専門医資格証記載の有効期間に読み替えていただくこととなります。専門医各位におきましては、更新いただきますと認定医（お持ちの場合は認定医指導医）更新もなされたものとみなされます。

研修内容につきましては各自にて管理いただくこととなっておりますので、お忘れなきようご記入頂き、更新申請時まで大切に保存しておいてください。

なお、専門医の更新を行なわなかった場合は認定医（お持ちの場合は認定医指導医）資格も喪失いたしますのでご注意願います。

専門医更新の申請（更新書類の提出）は、登録期限が満了する年の 11 月 1 日から 11 月 30 日となりますのでご注意ください。

1. 公益社団法人日本障害者歯科学会専門医制度規則・細則中の専門医更新関係条文（令和 8 年 4 月 30 日現在）

規則・細則は変更になることがございます。申請においては学会ホームページにて規則・細則を必ずご確認ください。

公益社団法人日本障害者歯科学会専門医制度規則

第 16 条 専門医と専門医指導医は資格取得後 5 年ごとに更新の手続きを行わなければ、その資格を喪失する。ただし、細則第 15 条で定める場合は、この限りではない。

第 30 条 専門医および専門医指導医の更新料は 20,000 円とする。

公益社団法人日本障害者歯科学会専門医制度細則

第12条 前条による専門医と専門医指導医の認定の有効期限は、専門医登録年月日から5年経過後の12月31日までとし、専門医、専門医指導医の継続のために以下の更新条件を満たさなければならない。

(1) 専門医

- ① 取得単位 別添5に定めた継続的な自己研修、業績臨床経験について定めた50単位を満たすこと。
- ② 診療実績 申請する1年以内の任意の1ヶ月間に担当した障害者への診療状況（80回以上：1症例につき2回まで）について診療状況の提出が必要である。

第 13 条 専門医と専門医指導医の更新申請者は、以下の更新に必要な書類を専門医委員会に提出し、書類審査を受ける。

- (1) 専門医・専門医指導医更新申請書（様式専 6）
- (2) 専門医更新単位表（別添 5）（様式専 7）
- (3) 学会参加を証明する参加証（写し）
- (4) 基本研修会の受講証と認定医・専門医セミナー受講証（写し）
- (5) 学会発表を証明する抄録のコピー、論文掲載を証明する論文表紙（写し）
- (6) 臨床経験実績証明書（様式専 8）
- (7) 専門医審査料の払い込みを証明する書類（写し）

第15条 なんらかの理由（海外への留学や勤務，妊娠・出産・育児，病氣療養，介護，管理職，災害被災など）のために専門医の更新が困難な場合は，所定の更新申請の年に，申請により更新延長を行うことができる．延長期間は原則1年とし，事情によって1年単位での延長も可能である．理由書を添えて認定期限までに申請する．

(別添5) 専門医更新単位表

	項目		単位数
診療	年間の障害者歯科の延べ症例数（必須） （年間100例以上が必要）	200例以上	6
		100～199例	5
学会参加	当学会総会および学術大会参加（必須） 他の学会、研究会	1回/5年間は必須	5
		障害者歯科の国際大会（iADH, AADOH等）	5
		当学会地域活性化事業の関連学会 参加	3
		日本歯科医学会総会 参加	3
研修会	認定医研修会／専門医研修会（必須）	2回/5年間は必須	5
	当学会認定医指導医の企画による研修会		5
	当学会委員会主催の研修会（地域医療委員会など）		5
	専門医基本研修会 *注1 （5年間に研修区分①～⑤の各々2単位を含む、10単位以上の受講が必須） （1年に3つの研修会を実施） ※2027年度末までは①、③、④の各々2単位を含む6単位以上の受講を必須とし、2028年度以降は①～⑤の各々2単位を含む、10単位以上の受講を必須とする。	①医療倫理	2
		②患者・医療者関係の構築	2
		③医療安全	2
		④院内感染対策	2
		⑤医療関連法規、医療経済	2
業績	当学会論文掲載（原著、症例報告、臨床集計）	筆頭著者、責任著者	5
		第2共著者	3
		第3共著者以降	1
	当学会論文掲載（総説、講座、その他）	筆頭著者	3
	障害者歯科関連の論文掲載 （原著、症例報告、解説、総説、その他）	筆頭著者	3
	著書（障害者歯科関連）	編集、共著	3
	当学会での発表・講演（iADH・AADOHを含む）	筆頭発表者	4
		共同発表者（次席）	3
		共同発表者（その他）	1
		講師	3
		シンポジスト	3
	当学会地域活性化事業に基づく学術大会での発表	筆頭発表者	3
		講演・シンポジスト	3
	関連学会学術大会での発表	筆頭発表者	1
		講演・シンポジスト	1
地域活動	障害者歯科に関する講演	地域での講演	2
		関連学会での講演	2
	講義	歯科医師・衛生士養成機関での系統的講義	5
		歯科医師・衛生士養成機関での単発的講義	3
その他	当学会での活動	試験問題作成	2
		学会誌論文の査読	3
		※合計50単位以上が必要	

2. 更新書類の送付先

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込TSビル4階（一財）口腔保健協会内
公益社団法人日本障害者歯科学会 専門医制度事務局

3. 更新料（2万円）の送金先

1. 郵便局からお振り込みの場合

郵便局備え付けの郵便振替用紙（青色）をご使用の上、下記口座へお振込みください。**必ず「専門医更新料」と通信欄にご記入願います。**

口座番号 00160-8-262906

口座名 公益社団法人日本障害者歯科学会

（注）払込金受領証のコピーを申請用紙に必ず添付してください。

2. 郵便局以外の金融機関からお振り込みの場合

金融機関：ゆうちょ銀行

金融機関コード：9900

店 名：〇一九店（ゼロイチキュウ店）

店番：019

預金種目：当座預金

口座番号：0262906

加入者名：公益社団法人日本障害者歯科学会